

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年12月19日（平成28年（行情）諮問第723号）

答申日：平成29年4月13日（平成29年度（行情）答申第5号）

事件名：「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」の一部改正に係る逐条解説に該当する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律』（最終改正：平成27年9月30日法律第76号）の逐条解説に該当するもの全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『7電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平和安全法制論点集（PKO法改正部分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月19日付け府平第431号により内閣府国際平和協力本部事務局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、対象文書が1つというのはにわかに肯定し得ない。他にも文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全てを開示する原処分を行った。

2 原処分の妥当性について

（1）本件対象文書の特定の妥当性について

原処分を行うに当たり処分庁から審査請求人に対して電話にて開示請求の内容について確認したところ、平成28年3月29日施行の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を

改正する法律（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）のうち国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正（以下「改正PKO法」という。）に係る逐条解説を請求内容とする開示請求であるとのことであった。改正PKO法は、平和安全法制整備法の一部であり、処分庁では平和安全法制整備法及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年9月30日法律第77号。以下「国際平和支援法」という。）の法解釈をまとめた「平和安全法制論点集」のうち改正PKO法に係る部分を行政文書として特定したところである。

なお、「平和安全法制論点集」は、平成27年に行われた平和安全法制整備法を含む平和安全法制の作業において、関係府省である内閣法制局、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省の協議を経て作成された改正条文の解釈を示したものであり、現在、当該文書以外に改正PKO法の条文の法解釈を示した文書は存在しない。

（2）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、テーマの重要性を鑑みると他にも文書が存在するものと思料されるとしているが、逐条解説というものは、法律の解釈を明示するものであり、仮にこのような物が複数存在するとすれば、それはすなわち、法律の解釈が複数存在するということになる。

法律の執行においては、厳格な制度運用が求められているところ、法の解釈が複数存在することはあり得ず、審査請求人の主張には理由がないと考える。

（3）結論

以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年12月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年3月21日 | 審議 |
| ④ 同年4月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平和安全法制論点集のうち改正PKO法に係る部分である。

審査請求人は、本件対象文書以外にも文書が存在するものと思われる旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当と

していることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求の趣旨について、処分庁が審査請求人に電話で確認したところ、平和安全法制整備法のうち改正PKO法に係る逐条解説の開示を求めるものである旨の回答を得たことから、本件対象文書を特定し全部開示した。

イ 本件対象文書は、平和安全法制整備法及び国際平和支援法の法解釈をまとめた「平和安全法制論点集」のうち改正PKO法に係る部分である。

「平和安全法制論点集」は、平成27年に行われた平和安全法制整備法を含む平和安全法制関連法案の策定作業において、内閣法制局、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省の協議を経て作成された同法案の条文の解釈を示したものである。

ウ 本件審査請求を受け、確実を期すために関連部局の執務室内、書庫及び書架等を探索したが、本件対象文書以外に、改正PKO法の条文の逐条解説に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣府国際平和協力本部事務局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、内閣府国際平和協力本部事務局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久